



裁判官会議議事録（第293回）

大阪高等裁判所

日 時	令和6年4月19日（金）午後4時00分
場 所	大阪高等裁判所大会議室
出 欠 状 況	大阪高等裁判所長官 平 木 正 洋 構成員等の出欠状況は別紙のとおり
	大阪高等裁判所事務局長 岩 井 一 真 大阪高等裁判所事務局長次長 高 橋 亨 大阪高等裁判所事務局総務課課長補佐 尾 川 昌 也
議事の概要	1 開会宣言 2 付議事項等及び結果 次に記載のとおり 3 閉会
<p>令和6年4月19日</p> <p>議事録作成者 </p> <p>議 長 </p>	

付 議 事 項 等	結 果
1 承認事項	
(1) 裁判官の配置の改定について 資料 1	異議なく了承
(2) 令和 6 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について 資料 2	異議なく了承
(3) 令和 5 年度及び令和 6 年度の事務分配等の定め第 2 条第 1 5 項の規定による事件の配付替えについて 資料 3	異議なく了承
(4) 令和 6 年度の事務分配等の定め第 2 条第 1 項の規定による配付割合の変更について 資料 4	異議なく了承
(5) 高等裁判所裁判官の職務代行について 資料 5	異議なく了承
(6) 大阪高等・地方・簡易裁判所当直規程の改正について 資料 6	異議なく了承
2 付議事項	
(1) 大阪高等裁判所常任委員選任規則の一部改正について 資料 7	原案のとおり決定
(2) 令和 6 年度夏期休廷期間等について（民事部） 資料 8	原案のとおり決定
(3) 令和 6 年度夏期休廷期間等について（刑事部） 資料 9	原案のとおり決定
3 報告事項	
(1) 令和 6 年度の事務分配等の定め第 2 条第 6 項後段による事件の配付替えについて 資料 1 0	報告
(2) 大阪高等裁判所管内の地方・家庭・簡易裁判所裁判官の職務代行について 資料 1 1	報告
(3) 令和 6 年度各種委員会委員等の補充等について 資料 1 2	報告
(4) 一般職員の人事について	報告

裁判官会議出欠表

所屬	氏名	出欠	備考欄	所屬	氏名	出欠	備考欄
長官	平木正洋	○					
1 民	部 山田明	○		1 刑	部 辻川靖夫	○	
	横路朋生	○			坂口裕俊	○	
	瀬戸茂峰	○			松井修	○	
	石本恵	○			肥田薫	○	
2 民	部 三木素子	○		2 刑	部 長井秀典	○	
	池上尚子	○			辛島明	○	
	田中俊行	○			秋田志保	○	
	大川潤子	○					
3 民	部 佐藤哲治	○		3 刑	部 石川恭司	○	
	檜皮高弘	○			中川綾子	○	
	石丸将利	○			伊藤寛樹	○	
	鈴木秀孝	○			園分進	○	
4 民	部 阪本勝	×		4 刑	部 村越一浩	○	
	遠藤俊郎	×			畑口泰成	○	
	後藤慶一郎	○			赤坂宏一	○	
	大野祐輔	×					
5 民	部 徳岡由美子	○		5 刑	部 坪井祐子	○	
	住山真一郎	○			安永武央	○	
	伊丹恭	○			荒木未佳	○	
	新官智之	○			神原浩	○	
6 民	部 東亜由美	○		6 刑	部 飯島健太郎	○	
	中山誠一	○			大寄淳	○	
	齋藤毅	○			宇田美穂	○	
	山田智子	○					
7 民	部 田中健治	○		出席		75	
	上田卓哉	○		欠席		3	
	島岡大雄	○		合計		78	
	柴田憲史	○					
8 民	部 森崎英二	○		9 民	職務代行 大島道代	×	
	久末裕子	○			職務代行 田中健司	×	
	奥野寿則	○			職務代行 原司	×	
	山口敦士	○			職務代行 西川篤志	×	
9 民	部 長谷部幸弥	○		10 民	職務代行 三村憲吾	×	
	種村好子	○			事務局長 岩井一真	○	
	金子隆雄	○					
	鳥飼晃嗣	○					
10 民	部 中垣内健治	○					
	高橋伸幸	○					
	竹添明夫	○					
	鈴木紀子	○					
11 民	部 長谷川浩二	○					
	山地修	○					
	真鍋麻子	○					
	大河三奈子	○					
12 民	部 牧賢二	○					
	和久田齊	○					
	島戸真	○					
	内田貴文	○					
13 民	部 黒野功久	○					
	木太伸広	○					
	丸山水穂	○					
	馬場俊宏	○					
14 民	部 本多久美子	○					
	小堀悟	○					
	寺本佳子	○					
	姥名日奈子	○					

裁判官会議付議事項等

令和6年4月19日（金）

大阪高等裁判所

1 承認事項

- (1) 裁判官の配置の改定について

資料1

- (2) 令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について

資料2

- (3) 令和5年度及び令和6年度の実務分配等の定め第2条第15項の規定による事件の配付替えについて

資料3

- (4) 令和6年度の実務分配等の定め第2条第1項の規定による配付割合の変更について

資料4

- (5) 高等裁判所裁判官の職務代行について

資料5

- (6) 大阪高等・地方・簡易裁判所当直規程の改正について

資料6

2 付議事項

- (1) 大阪高等裁判所常任委員選任規則の一部改正について

資料7

- (2) 令和6年度夏期休廷期間等について（民事部）

資料8

- (3) 令和6年度夏期休廷期間等について（刑事部）

資料9

3 報告事項

- (1) 令和6年度の実務分配等の定め第2条第6項後段による事件の配付替えについて

資料10

- (2) 大阪高等裁判所管内の地方・家庭・簡易裁判所裁判官の職務代行について

資料11

- (3) 令和6年度各種委員会委員等の補充等について
資料1 2
- (4) 一般職員の人事について

裁判官の配置の改定について

常任委員会 諮問日	実施年月日	部	変更事由	裁 判 官		備 考
R6.1.11	R6.1.31	3民	転出	判事(部)	石 原 稚 也	
			転出	判事	野 上 あ や	
			転入	判事(部)	佐 藤 哲 治	
		特別部	転出	判事(部)	石 原 稚 也	
			配置換(入)	判事(部)	牧 賢 二	
R6.3.8	R6.4.1	2民	転出	判事	三 村 憲 吾	
			転入	判事	大 川 潤 子	
		3民	転入	判事	石 丸 将 利	
		4民	転出	判事	大 島 道 代	
			転入	判事	後 藤 慶 一 郎	
		5民	転出	判事	谷 口 哲 也	
			転入	判事	新 宮 智 之	
		6民	転出	判事	堀 部 亮 一	
			転出	判事	和 田 健	
			転入	判事	中 山 誠 一	
			転入	判事	齋 藤 毅	
			転入	判事	山 田 智 子	
		7民	転出	判事	桑 原 直 子	
			転出	判事	前 原 栄 智	
			転入	判事	島 岡 大 雄	
			転入	判事	柴 田 憲 史	
		8民	転出	判事	渡 部 佳 寿 子	
			転入	判事	久 末 裕 子	
			転入	判事	山 口 敦 士	
		9民	転出	判事	空 閑 直 樹	
			転入	判事	金 子 隆 雄	
			転入	判事	鳥 飼 晃 嗣	
		10民	転入	判事	竹 添 明 夫	
		11民	転出	判事	神 谷 善 英	
			転入	判事	山 地 修	
			転入	判事	真 鍋 麻 子	
		13民	転出	判事	田 辺 麻 里 子	
			転入	判事	木 太 伸 広	
		14民	転入	判事	寺 本 佳 子	

【機密性2】

常任委員会 諮問日	実施年月日	部	変更事由	裁 判 官		備 考
R6.3.8	R6.4.1	1刑	転出	判事	大 森 直 子	
			転入	判事	坂 口 裕 俊	
			転入	判事	松 井 修	
		3刑	転出	判事	田 中 健 司	
			転出	判事	西 川 篤 志	
			転入	判事	中 川 綾 子	
			転入	判事	伊 藤 寛 樹	
			転入	判事	國 分 進	
		4刑	転出	判事	大 西 直 樹	
		5刑	転出	判事	武 田 正	
			転出	判事	奥 山 雅 哉	
			転入	判事	安 永 武 央	
			転入	判事	荒 木 未 佳	
		6刑	兼務解除	判事	辛 島 明	
			転出	判事	奥 山 雅 哉	
			転入	判事	宇 田 美 穂	
		特別部	転出	判事	武 田 正	
			転入	判事	安 永 武 央	
		R6.4.3	8民	配置換(出)	判事	岩 井 一 真
	定年退官			判事(部)	齋 藤 正 人	
	4刑		転入	判事(部)	村 越 一 浩	
			転出	判事	松 永 栄 治	
			配置換(入)	判事	岩 井 一 真	
	R6.4.6	11民	転出	判事	原 司	

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理
 順序の定めの一部改定について

1 事務分配の改定 (1月31日実施)

改 定 前	改 定 後
第2条（事務分配） 1 （略） 2 民事上告事件は、 <u>第3民事部</u> にこれを配付し、同事件1件に対し民事控訴事件1件の割合で、同部への民事控訴事件の配付を減ずる。 3～17 （略）	第2条（事務分配） 1 （略） 2 民事上告事件は、 <u>第12民事部</u> にこれを配付し、同事件1件に対し民事控訴事件1件の割合で、同部への民事控訴事件の配付を減ずる。 3～17 （略）

2 司法行政事務の代理順序の改定 (1月31日実施)

改 定 前	改 定 後
第5条（司法行政事務の代理順序） 1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。 2 （略） （別表）第5条第1項による司法行政事務の代理順序 判 事 石 原 稚 也 判 事 長 井 秀 典	第5条（司法行政事務の代理順序） 1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。 2 （略） （別表）第5条第1項による司法行政事務の代理順序 判 事 牧 賢 二 判 事 長 井 秀 典

事件の配付替えについて

令和 5 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第 2 条第 1 5 項に基づき、第 6 刑事部に配付された下記 1 及び 2 の事件を他の部に配付替えする。

記

- 1 事件番号 [REDACTED]
 - (1) 事件名 現住建造物等放火、詐欺被告事件
 - (2) 被告人氏名 [REDACTED]
- 2 事件番号 [REDACTED]
 - (1) 事件名 監護者わいせつ被告事件
 - (2) 被告人氏名 [REDACTED]

事件の配付替えについて

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第2条第15項に基づき、第6民事部に配付された下記の事件を他の部に配付替えする。

記

- 1 事件番号 [REDACTED]
- 2 事件名 不当利得返還請求控訴事件
- 3 控訴人 [REDACTED]
- 4 被控訴人 [REDACTED]

第1民事部の配付割合について

第1民事部について、令和6年4月1日以降、裁判官の配置等の定め第2条第15項の特別の事情がなくなることにより、原則どおり、同条第1項の配付割合を適用する。

○ 裁判所法第19条第1項（高裁裁判官の職務代行）

氏名	期	所属庁及び官職（発令時）	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
大島道代	47	神戸家地尼崎支判事・ 尼崎簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 4. 30	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
田中健司	47	神戸地家尼崎支判事 （部総括）・尼崎簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
西川篤志	48	京都地判事（部総括） ・京都簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
原 司	48	神戸地家姫路支判事・ 姫路簡裁判事	命	R6. 4. 6	R6. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
三村憲吾	50	大阪地判事（部総括） ・大阪簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 6. 30	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
和久田 斉	42	大阪地家岸和田支判事 （支部長）・岸和田簡 裁判事（司掌者）	命	R6. 4. 30	R6. 6. 30	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事

大阪高等・地方・簡易裁判所当直規程変更

(令和6年3月21日諮問)

(令和6年4月1日施行)

現 行	変 更 後
<p>(当直員)</p> <p>第4条 当直員には、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎に勤務する次の各号に掲げる職員をもって充てる。</p> <p>(1) 次席書記官、大阪簡易裁判所首席書記官、総括主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官及び主任書記官たる裁判所書記官、速記管理官及び速記副管理官たる裁判所速記官並びに事務局次長（大阪高等裁判所事務局次長を除く。）、事務部長、課長、総括企画官、文書企画官、企画官、課長補佐及び専門官たる裁判所事務官</p> <p>(中略)</p>	<p>(当直員)</p> <p>第4条 当直員には、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎に勤務する次の各号に掲げる職員をもって充てる。</p> <p>(1) 次席書記官、大阪簡易裁判所首席書記官、総括主任書記官、<u>裁判部企画官</u>、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官及び主任書記官たる裁判所書記官、速記管理官及び速記副管理官たる裁判所速記官並びに事務局次長（大阪高等裁判所事務局次長を除く。）、事務部長、課長、総括企画官、文書企画官、企画官、課長補佐及び専門官たる裁判所事務官</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

新旧対照表（大阪高等裁判所常任委員選任規則）

（傍線部分は改正部分）

現 行	変 更 後
<p>第一条 大阪高等裁判所裁判官会議規則第十二条第四項および第七項の規定による常任委員互選の方法は、本規則の定める選挙による。</p> <p>第三条 選挙の期日および開票の期日は長官が定め、おそくとも選挙期日の五日前にあらかじめ各判事に通知しなければならない。</p> <p>第五条 さしつかえにより、選挙の期日に投票をすることができない者は、長官または事務局長に投票を託することができる。</p> <p>前項の投票を託するには、投票用紙に被選挙者の氏名を記載し厳封しなければならない。</p> <p>第六条 被選挙者のうち、民事係および刑事係の各判事が同数かつ各係の判事少なくとも一名づつは陪席裁判官（部の事務を総括する裁判官およびこれに準ずる裁判官（いわゆる長官部の代理裁判長）を除く裁判官）となるよう得票数の多い者から順次必要とする数だけの者を当選者とする。但し、得票数が同じであるときは年長者を当選者とし、年令も同じであるときはくじで定める。</p>	<p>第一条 大阪高等裁判所裁判官会議規則第十二条第四項及び第七項の規定による常任委員互選の方法は、本規則の定める選挙による。</p> <p>第三条 選挙の期日及び開票の期日は長官が定め、遅くとも選挙期日の五日前にあらかじめ各判事に通知しなければならない。</p> <p>2 長官は、特段の事情がある場合、前項で定めた選挙の期日及び開票の期日を延長することができる。</p> <p>第五条 公務その他やむを得ない事由により第三条第一項の期日に投票することができない者は、長官又は事務局長に申し出て、事前に投票を行うことができる。</p> <p>第六条 被選挙者のうち、民事部及び刑事部の各判事が同数かつ各部の判事少なくとも一名づつは陪席裁判官（部の事務を総括する裁判官以外の裁判官）となるよう得票数の多い者から順次必要とする数だけの者を当選者とする。ただし、得票数が同じであるときはくじで定める。</p>

令和6年度裁判官夏期休廷期間表

(民 事)

期 間	休 廷 部	代 理 部
8月1日(木)から 8月20日(火)まで	第1民事部～第8民事部、 第12民事部(抗告部)～第1 4民事部	8月1日(木)から 8月10日(土)までは、 第9民事部
7月21日(日)から 8月10日(土)まで	第10民事部(抗告部) 第11民事部(抗告部)	8月11日(日)から 8月20日(火)までは、
8月11日(日)から 8月31日(土)まで	第9民事部(抗告部)	第11民事部

(注記) 夏季休廷期間中の雑事件処理に関しては、上記代理部によって処理する。

令和 6 年度刑事部夏期休廷期間等について

- 1 令和 6 年度刑事部夏期休廷期間は、次のとおりとする。

前期夏期休廷期間を 7 月 21 日（日）から 8 月 10 日（土）まで、後期夏期休廷期間を 8 月 11 日（日）から 8 月 31 日（土）までとする。

前期夏期休廷部は刑事 1 部、3 部、5 部とし、後期夏期休廷部は刑事 2 部、4 部、6 部とする。

- 2 令和 6 年度刑事部夏期休廷期間中の代理関係は、次のとおりとする。

【前期】

休廷部の代理（1、3、5 部が休廷中）

1 部→ 2 部

3 部→ 4 部

5 部→ 6 部

開廷部の代理（2、4、6 部が開廷中）

2 部→ 4 部

4 部→ 6 部

6 部→ 2 部

【後期】

休廷部の代理（2、4、6 部が休廷中）

2 部→ 1 部

4 部→ 3 部

6 部→ 5 部

開廷部の代理（1、3、5 部が開廷中）

1 部→ 3 部

3 部→ 5 部

5 部→ 1 部

事件の配付替えについて

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第2条第6項後段に基づき、第3刑事部に配付された下記の事件を他の部に配付替えする。

記

- 1 事件番号 [REDACTED]
 - (1) 受理日 令和6年1月22日
 - (2) 事件名 覚醒剤取締法違反
 - (3) 被告人氏名 [REDACTED]
 - (4) 記録冊数 2冊
 - (5) 除斥原因を生じた裁判官名 中川綾子
 - (6) 審理に関与した公判 第1審公判
 - (7) 当審進行 控訴趣意書差出最終日令和6年3月19日
- 2 事件番号 [REDACTED]
 - (1) 受理日 令和6年3月5日
 - (2) 事件名 窃盗
 - (3) 被告人氏名 [REDACTED]
 - (4) 記録冊数 1冊
 - (5) 除斥原因を生じた裁判官名 國分進
 - (6) 審理に関与した公判 第1審公判
 - (7) 当審進行 控訴趣意書差出最終日令和6年4月30日

(令和6年3月28日常任委員会諮問)

事件の配付替えについて

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第2条第6項後段に基づき、第8民事部に配付された下記の事件を他の部に配付替えする。

記

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 受付年月日 | 令和6年3月14日 |
| 2 事件番号 | ████████████████████ |
| 3 事件名 | 未払賃金等請求控訴事件 |
| 4 控訴人 | ██████████ |
| 5 被控訴人 | ██████████ |
| 6 記録冊数 | 2冊 |
| 7 除斥原因を生じた裁判官名 | 久末裕子 |
| 8 審理に関与した弁論等 | 第1審口頭弁論 |
| 9 当審進行 | 控訴理由書提出期限令和6年4月10日 |

○ 裁判所法第28条第1項関係（地裁裁判官の職務代行）

氏名	期	所属庁及び官職（発令時）	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
富上智子	48	神戸地判事（部総括）・神戸簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 5. 31	大阪地判事	【常任委員会諮問時】 大阪地判事（部総括）・大阪簡裁判事
坂口裕俊	49	大阪高判事・大阪簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 4. 30	大阪地判事	【常任委員会諮問時】 大阪地判事（部総括）・大阪簡裁判事
石丸将利	49	大阪高判事・大阪簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 5. 31	大阪地判事	【常任委員会諮問時】 大阪地判事（部総括）・大阪簡裁判事
松本明子	56	神戸家地姫路支判事・姫路簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 5. 31	大阪地判事	【常任委員会諮問時】 大阪地判事・大阪簡裁判事
島岡大雄	45	大阪高判事・大阪簡裁判事	命	R6. 4. 1	R6. 6. 30	神戸地判事	【常任委員会諮問時】 神戸地判事（部総括）・神戸簡裁判事

○ 裁判所法第28条第1項、第31条の5及び第36条第2項関係（地家簡裁裁判官の職務代行）

氏名	期	所属庁及び官職（発令時）	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
秋本円香	67	大阪地家判事補・大阪簡裁判事	免		R6. 2. 29	和歌山家地判事補・和歌山簡裁判事	
太田多恵	56	大阪地判事・大阪簡裁判事	免		R6. 3. 31	奈良家地判事・奈良簡裁判事	
竹内壮太郎	73	神戸地家判事補・神戸簡裁判事	命	R6. 4. 1	当分の間	大阪地家判事補・大阪簡裁判事	

○ 裁判所法第28条第1項及び第36条第2項関係（地簡裁裁判官の職務代行）

氏名	期	所属庁及び官職（発令時）	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
湯川亮	62新	大阪地判事・大阪簡裁判事	免		R6. 1. 31	京都地判事・京都簡裁判事	

令和6年度各種委員会委員等の補充等について

(常任委員会諮問日)

自 令和5年12月23日

至 令和6年4月19日

委員会等	役職	実施 年月日	部別	旧		新		備考
				人数	氏名	人数	氏名	
判例委員会	委員	R6.1.31	民事	3	石原 稚也	1	山田 明	任期R6.12.31
		R6.4.3	刑事	4	齋藤 正人	1	辻川 靖夫	任期R6.12.31
	幹事	[Redacted]						
大阪弁護士会 資格審査会	委員	[Redacted]						
	予備委員	[Redacted]						
大阪弁護士会 綱紀委員会	委員	[Redacted]						
	予備委員	[Redacted]						
	予備委員	[Redacted]						
裁判例収集担当裁判官	[Redacted]							
選書等指導裁判官	[Redacted]							
研修担当裁判官	[Redacted]							
広報委員	[Redacted]							